

発議案第9号

名護市辺野古への米軍の新基地建設断念を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月5日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村 健 敏	㊞
	同	皆川 知 子	㊞
	同	堀口 明 子	㊞

提案理由

米軍基地を本土に分散との意見が出ていることから、自衛隊基地のある本市にも関連ある事例であること、県民と市民の下した審判に基づき、国に対し辺野古への米軍の新基地建設断念を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

名護市辺野古への米軍の新基地建設断念を求める意見書

1月19日に投開票された沖縄県名護市長選挙は、米軍の新基地建設をめぐり、「新たな基地は要らない」と拒否するのか、「基地を容認する」のかが問われる重要な選挙となった。

安倍晋三政権は、沖縄県選出の自民党国会議員と同党県連に圧力をかけ、県民に対する県外移設の公約を投げ捨てさせたばかりか、普天間基地の県外・国外・無条件撤去を願うオール沖縄の声を踏みにじり、沖縄振興策などの札束の力で沖縄県知事をも屈服させ、新基地建設のための埋め立てを承認させるなど強引な手法で、有無を言わさず新基地建設を押しつけようとしたのである。

しかし、沖縄県民と名護市民は、国の背信や欺瞞・強圧に屈することなく、「新たな基地は要らない」とする市長を当選させ、「沖縄は屈しない」、「辺野古の海にも陸にも基地はつくらせない」とする明確な審判を下したのである。

よって、本市議会は国に対し、名護市辺野古への米軍の新基地建設断念を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様